

6 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について

大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。

警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。

- (1) 6：00までに解除された場合 …… 平常通り授業を行う。
- (2) 10：00までに解除された場合 …… 第3時限より授業を行う。
- (3) 12：00を過ぎて解除された場合 …… その翌日から授業を行う。

7 掲示について

学生に対する伝達事項は、原則として掲示及びG-Portによって行う。

学生は毎日機会あるごとに掲示及びG-Portを確認する習慣をつけることが肝要であり、掲示及びG-Portを確認しなかったことを理由に伝達された事柄に対する責任を免れることはできない。伝達事項についての電話による問合せは禁止している。

なお、重要な事項は大学ホームページにも掲載しているが、これはごく一部にすぎないので、必ず掲示及びG-Portを確認すること。

■教務関係の掲示場

